

第 33 表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員  
 ー試験観察の種類別行為時年齢別（うち前処分あり）  
 ー全家庭裁判所

行為時年齢	試験観察の種類					
	総数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項			
			1 号 2)	2 号 3)	3 号 4)	
					補 導 の み	身 柄 付 き
総数	1 582	678	585	33	123	163
14 歳 未 満	35	20	14	-	1	-
14 歳	339	182	134	9	14	-
15 歳	280	116	108	8	21	27
16 歳	325	143	113	5	29	35
17 歳	289	98	103	4	35	49
18 歳	213	80	80	4	17	32
19 歳	101	39	33	3	6	20
20 歳 以 上 年 齢 不 詳	-	-	-	-	-	-
うち前処分あり 5)						
総数	868	328	343	17	65	115
14 歳 未 満	1	1	-	-	-	-
14 歳	76	40	32	-	4	-
15 歳	151	59	65	4	8	15
16 歳	224	85	89	4	19	27
17 歳	200	62	76	4	21	37
18 歳	151	53	61	4	11	22
19 歳	65	28	20	1	2	14
20 歳 以 上 年 齢 不 詳	-	-	-	-	-	-

- 1) 家庭裁判所調査官の観察に付すること。
- 2) 家庭裁判所調査官の観察とあわせて遵守事項を定めてその履行を命ずること。
- 3) 家庭裁判所調査官の観察とあわせて条件を付けて保護者に引き渡すこと。
- 4) 家庭裁判所調査官の観察とあわせて適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。
- 5) 前処分とは、前件が一般保護事件のうち車両運転による業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び危険運転致死傷以外のものである。

第 34 表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員  
 ー試験観察の種類別全観察期間及び身柄付期間別ー全家庭裁判所

全観察期間 (うち身柄付期間)	試験観察の種類						うち 身 柄 付 期 間
	総数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項				
			1 号 2)	2 号 3)	3 号 4)		
					補 導 の み	身 柄 付 き	
総数	1 582	678	585	33	123	163	163
1 月 以 内	49	16	6	1	18	8	22
2 月 以 内	103	37	35	4	18	9	9
3 月 以 内	161	70	65	2	12	12	16
4 月 以 内	289	126	110	10	21	22	23
5 月 以 内	303	133	123	7	17	23	21
6 月 以 内	253	99	106	3	13	32	32
9 月 以 内	356	160	125	5	20	46	35
1 年 以 内	64	35	14	-	4	11	5
1 年 を 超 え る	4	2	1	1	-	-	-

1), 2), 3), 4) 第 33 表脚注参照

第 35 表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員  
—試験観察の種類別終局決定別—全家庭裁判所

終 局 決 定	試 験 観 察 の 種 類					
	総 数	法 25 条 1 項 1)	法 25 条 2 項			
			1 号 2)	2 号 3)	3 号 4)	
					補 導 の み	身 柄 付 き
総 数	1 582	678	585	33	123	163
検 察 官 へ 送 致	3	-	1	-	1	1
刑 事 処 分 相 当 年 齢 超 過	1 2	- -	1 -	- -	- 1	- 1
保 護 処 分	1 316	550	510	30	81	145
保 護 観 察	1 085	463	408	25	70	119
児童自立支援施設又は児童養護施設へ送致	30	16	13	1	-	-
少 年 院 へ 送 致	201	71	89	4	11	26
初 等	62	21	37	2	1	1
中 等	133	47	51	2	9	24
特 別	4	2	1	-	1	-
医 療	2	1	-	-	-	1
知 事 又 は 児 童 相 談 所 長 へ 送 致	12	6	5	-	1	-
強 制	-	-	-	-	-	-
非 強 制	12	6	5	-	1	-
不 処 分	234	115	67	2	35	15
保 護 的 措 置	136	73	28	1	26	8
別 件 保 護 中	98	42	39	1	9	7
非 行 な し	-	-	-	-	-	-
所 在 不 明 等	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
審 判 不 開 始	17	7	2	1	5	2
保 護 的 措 置	6	1	-	1	4	-
別 件 保 護 中	1	1	-	-	-	-
事 案 軽 微	-	-	-	-	-	-
非 行 な し	-	-	-	-	-	-
所 在 不 明 等	10	5	2	-	1	2
そ の 他	-	-	-	-	-	-

1), 2), 3), 4) 第 33 表脚注参照